

# 環境に優しい暮らしを応援します！



## 四街道市（令和8年度）

### 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助制度

四街道市では、家庭における温室効果ガスの排出削減を推進するため、住宅用の**脱炭素化**につながる設備等の**導入を支援**します！



令和8年4月1日から令和9年1月29日までに  
着工～完工～支払い(自動車は登録)したものに限りです。

#### 補助対象設備と補助金額

家庭用燃料電池システム  
(エネファーム)



上限10万円

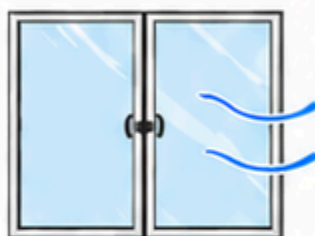
定置用リチウムイオン  
蓄電システム



上限7万円

太陽光発電併設

窓の断熱改修



補助対象経費の1/4  
マンション管理組合の場合は  
8万円×改修を行う戸数)  
※既築に限りです。  
上限8万円

電気自動車・PHV



V2H充放電設備の併設あり  
上限15万円

太陽光発電併設

V2H充放電設備の併設なし  
上限10万円

太陽光発電併設

V2H充放電設備



補助対象経費の1/10  
上限25万円

太陽光発電併設



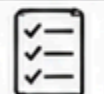
それぞれに要件があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。  
予算がなくなり次第、受付を終了します。(先着順)

#### 申請できる方(主な要件)

- ✓ 自らが居住する住宅に、補助対象設備を購入・設置した方
- ✓ 四街道市に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- ✓ 自らが属する世帯全員が市税を滞納していない方
- ✓ 過去に同一の設備について、同様の補助金などの交付を受けていない方  
(蓄電池は、設置してから6年以上経過しているものを除く)

#### 申請の流れ

- 1 **設置完了**  
対象設備等を設置し、支払いを完了してください。
- 2 **申請**  
必要書類をそろえて、申請してください。
- 3 **審査・交付決定**  
申請内容を審査し、交付決定通知を交付します。
- 4 **補助金交付**  
交付決定後、指定口座に補助金を振り込みます。



#### 申請期間

令和8年4月13日(月)から  
令和9年1月29日(金)まで

詳しくは市ホームページをご覧ください！

補助金の詳細、申請書類のダウンロードは、  
市ホームページに掲載しています。



#### お問い合わせ先

四街道市役所 環境政策課  
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
TEL：043-421-6131（直通）  
受付時間 9：00～16：30  
(土日祝・年末年始を除く)

脱炭素の取り組みで、  
未来の四街道をもっと  
住みやすく♪

